

行政評価等プログラム

平成 24 年 4 月

総 務 省

行政評価等プログラム

平成24年 4月
総務省

行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するとともに、行政評価機能（行政評価局調査機能、政策評価推進機能、行政相談機能及び独立行政法人評価機能をいう。）の抜本的強化方策を引き続き推進するため、平成24年度からの行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

業務の実施に際しては、今般の行政改革の取組を踏まえ、一層の機能発揮に努め、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

なお、本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

I 行政評価局調査機能

行政評価局調査機能の発揮に当たっては、引き続き以下の基本的スタンスに沿って取り組むこととする。

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て、行政評価等プログラムを策定し調査を実施する。
- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮する。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視する。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進する。
- 調査実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視する。
- 調査実施に当たって必要な専門的知識を有する職員の育成・確保、外部有識者の知見の活用を推進する。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携する。

1 閣議等の議論を通じた調査の推進

(1) 確証把握の充実・実効性確保

調査における確証把握の充実・実効性の確保を図るため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官会合等において報告することにより

調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することとする。

(2) 調査結果に基づく勧告等

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、予算に係る調査結果については原則として4月から7月までに勧告等を行うなど、各調査の内容に応じて適時適切な措置を講ずることとする。

なお、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとめ次第、公表する。

(3) 改善措置状況のフォローアップ

勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、各府省による改善措置の徹底を図るため、以下の措置を講ずることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官会合等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。さらに、必要に応じ、追加調査の実施、再度の勧告を行う。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

調査、勧告等及びそれに対する改善措置状況のフォローアップ結果について、これらの充実・実効性確保の観点から継続的に検証し、必要な措置を講ずることとする。

また、上記及びI 1 (1)から(3)に掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

2 行政評価局調査機能の多様な発揮

調査機能の適時適切な機能発揮が求められていること等に対応し、以下の措置を講ずることとする。

- 関係行政機関の動向、社会的な問題の発生状況等について、行政評価機能の総合的な発揮により、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握する「常時監視活動」を展開する。
- 地域における行政上の問題について具体的改善を図るための調査（地域計画調査）において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施する。
- 外部有識者から成る年金業務監視委員会の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化する。

3 平成24年度以降の行政評価局調査テーマ

(1) 調査テーマ選定の考え方

現下の内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施するとの方針の下、①最重要課題である震災からの復旧・復興への対応（震災対応）、また、②政府全体の歳出削減、行政の信頼回復への対応（行政の無駄、非効率の根絶）、さらに、③国民の暮らしの安心への対応（国民の安全・安心）を柱として、政務三役を中心としたオープンな議論を経て調査テーマを選定した。

(2) 具体的調査テーマ

ア 平成24年度には、次の調査を全国規模で実施する。

① 震災対応

- ・「申請手続に係る国民負担の軽減等（震災関連中心）」
- ・「震災対策（災害応急・復旧対策）」

② 行政の無駄、非効率の根絶

- ・「申請手続に係る国民負担の軽減等（震災関連中心）」（再掲）
- ・「契約における実質的な競争性の確保（役務契約）」
- ・「科学研究費補助金の適正な使用」
- ・「農地公共事業（農業水利施設）」
- ・「特別民間法人等に対する指導監督」
- ・「設立に認可を要する法人調査」

③ 国民の安全・安心

- ・「震災対策（災害応急・復旧対策）」（再掲）
- ・「消費者取引」＊
- ・「医療安全対策（医療事故及び院内感染対策）」
- ・「刑務所出所者等の社会復帰支援対策」

※ 平成23年度から引き続き実施する調査

- ・「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革」＊
- ・「自殺予防対策」
- ・「国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）」
- ・「鳥獣被害防止対策」
- ・「農地の保全及び有効利用」
- ・「医薬品等の普及・安全」
- ・「ワーク・ライフ・バランスの推進」＊
- ・「高齢者の社会的孤立の防止対策等」
- ・「外国人の受入れ対策（技能実習制度等）」

イ 平成25、26年度の実施を検討する調査は、次のとおりである。

① 震災対応

- ・「原子力政策」

② 国民の安全・安心

- ・「がん対策の推進」
- ・「医師等の確保対策（看護師等を含む。）」
- ・「救急医療対策」
- ・「高齢者、障がい者等の移動の円滑化（バリアフリー）対策」＊
- ・「特別支援教育」
- ・「水資源の有効利用対策」＊
- ・「農畜産物のトレーサビリティ対策」

③ その他

- ・「地方支分部局実態調査」
- ・「白書等各種報告書類調査」
- ・「政府開発援助（ODA）」＊
- ・「農業担い手対策（新規就農者）」
- ・「森林・林業の再生」
- ・「廃棄物処理施設整備事業の適正化・効率化」

ウ 上記ア、イのほかに、以下に掲げるものを始め、常時監視活動を行い、必要に応じて緊急・臨時に調査を実施するなど機動的に対応する。

- ・「震災対策（復旧・復興、全国の防災対策の見直し等）」
- ・「原子力防災対策」

エ 上記のほか、これまでの調査テーマ選定過程における議論の中で指摘された事項についても、引き続き検討する。

なお、政策評価法第13条の規定に基づく事項については、末尾に別紙として記載している。

（注）「＊」を付したテーマは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第12条の規定に基づく複数府省にまたがる政策の評価）である。

(3) 地域計画調査の実施

管区行政評価局、行政評価事務所等（以下「地方局所」という。）は、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、上記全国的規模で行う調査のほか、地域における行政上の問題について具体的改善を図るための調査（地域計画調査）を実施する。

II 政策評価推進機能

政策評価推進機能については、以下の1から6までの事項を中心に取組を進める。

また、政策評価制度については、これまでの実施状況を踏まえ、課題を整理するとともに、更なる改善に向け、必要な措置について検討を行う。

1 目標管理型の政策評価の改善方策の推進等

各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現に向け、平成23年度における試行的取組の結果等を踏まえ策定した目標管理型の政策評価（注）の改善方策について、各府省との情報交換や実態把握に努めつつ、円滑な実施を推進する。

また、引き続き成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう（以下同じ。）。

2 事前評価の充実

事前評価については、義務付け対象（公共事業、研究開発、ODA、規制、租税特別措置等）に係る事前評価の内容の充実に向けた取組を引き続き推進する。

また、規制の事前評価については、平成22年度から規制による競争状況への影響分析の試行を開始しており、引き続き事例の蓄積を図りつつ、公正取引委員会の協力を得て、競争状況への影響の把握・分析の方法、結果の活用方法等について検討を進める。

3 予算編成に資する政策評価の推進等

(1) 政策評価と予算・決算の連携強化

政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任の徹底を図る。また、政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする取組を推進する。これに関連し、「行政事業レビュー」と連携しつつ、II 1に掲げた目標管理型の政策評価の改善方策により、施策に係る事前の想定、要するコスト等を分かりやすく一覧性のある形であらかじめ整理・公表し、事後に実績を踏まえて評価を行う取組を推進する。

(2) 政策評価結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等の政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。また、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

(3) 点検活動の重点化

引き続き、租税特別措置等に係る事前評価を始め予算編成に関連が深い政策評価等に特化して、客観性の確保、質の向上等を図るための点検を実施し、公表する。

4 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づいた評価書の作成及び情報の公表等が着実に行われるようフォローアップを行う。

5 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

政策評価法第19条に基づく国会への報告・公表について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に一層配慮し、取りまとめを行う。

6 その他

(1) 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、地方局所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

(2) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、実践的な研修の充実に留意しつつ、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

インターネットを活用した広く国民の利便に資する情報提供など、政策評価の結

果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行う。
また、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心がある者にも提供する
ことにより、国民の理解の増進を図る。

Ⅲ 行政相談機能

1 行政相談

行政相談については、国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度
又は運営の改善につなげる活動を展開する。

このため、次のような具体的な取組を行う。

(1) 行政相談委員との協働の充実

国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員
との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニー
ズを積極的に把握する。

このため、引き続き「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のための
アクションプラン」（平成22年5月）に沿って、地方公共団体や各種相談機関等との
連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援
活動を展開する。

また、同プランのこれまでの成果を検証し、協働の更なる充実を図る。

(2) 行政相談により得られる情報の調査・分析の充実

行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、
行政苦情救済推進会議の活用を図る。

2 東日本大震災の被災者への対応

東日本大震災の被災者に対する特別行政相談活動を積極的に展開する。具体的には、
被災地等において、関係機関等の協力も得て、特別行政相談所の開設等により相談を受
け付けるとともに、行政相談懇談会の開催により被災者の直面する課題や要望等を把握
し、被災者への対応の充実を図る。

3 年金記録確認第三者委員会の活動

年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るととも
に、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、厚生労働大臣に対し、あっせんを
行う。

なお、年金記録確認業務については、総務省からの移管及び厚生労働省における新たな仕組みの構築について、引き続き厚生労働省等との調整を進め、早期に結論を得るよう努める。

IV 独立行政法人評価機能

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「独法通則法」という。）等に基づく独立行政法人評価については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定。以下「制度・組織の基本方針」という。）等を踏まえつつ、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保するとともに、独立行政法人等の適正、効果的かつ効率的な運営に資するため、政策評価・独立行政法人評価委員会が行う以下に掲げる活動を的確に補佐する。

また、独立行政法人の制度・組織については、制度・組織の基本方針に基づき、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して必要な措置を講ずるものとされているところであり、移行までの間、引き続き、政策評価・独立行政法人評価委員会の活動を的確に補佐し、制度・組織の基本方針を踏まえた独立行政法人の事務・事業の合理化等に寄与するとともに、新たな法人制度における評価が真に実効的に機能し、法人のパフォーマンスの向上に結び付くものとなるよう、行政刷新会議等と連携・協力していくこととする。

1 独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃について

独立行政法人等の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する調査審議（政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえて策定される次期中期目標等に関するものを含む。）を行い、必要に応じて主務大臣に勧告等を行うこと。

《対象》平成24年度末に中期目標期間が終了する27法人（注）

2 独立行政法人等の業務実績に関する評価について

各府省の独立行政法人評価委員会等による毎年度及び中期目標期間終了時における独立行政法人等（日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む。）の業務実績に関する評価の結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性等を確保する観点から調査審議を行い、必要に応じて意見を述べること。

(注) 平成24年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等 (27法人)

国民生活センター、北方領土問題対策協会、統計センター、造幣局、国立印刷局、日本万国博覧会記念機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、勤労者退職金共済機構、高齢・障害者・求職者支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、日本高速道路保有・債務返済機構

※ 国民生活センター、日本万国博覧会記念機構については、それぞれ法人機能の国への移管、法人の廃止といった政府方針が示されており対象とならない可能性がある。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、平成24年度以降の3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の評価に関して、以下の取組を推進する。

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第12条第1項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から行う複数府省にまたがる政策の評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要のある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なものについて、政府全体としてのよりの確な政策の実現が図られるよう、重点的かつ計画的に実施する。

特に、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては、公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

- ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握
どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を

行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。規制の事前評価、租税特別措置等に係る事前評価等について重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成15年8月に公表した「『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組」等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの
 - ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきもの
- について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

2 平成24年度から26年度までの3か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価については、行政評価等プログラムのI3「平成24年度以降の行政評価局調査テーマ」における方針（各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、現下の内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施）の下に行うこととする。

具体的には、「消費者取引」、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策」、「水資源の有効利用対策」及び「政府開発援助（ODA）」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

3 平成24年度に実施する評価のテーマ

平成24年度に実施する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記2のうち、「消費者取引」とする。

なお、このほか、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革」及び「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、引き続き実施する。

4 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

ア 確証把握の充実・実効性確保

調査における確証把握の充実・実効性の確保を図るため、調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官会合等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することとする。

イ 調査結果に基づく勧告等

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、予算に関係する調査結果については原則として4月から7月までに勧告等を行うなど、各調査の内容に応じて適時適切な措置を講ずることとする。

なお、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。

ウ 改善措置状況のフォローアップ

勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、各府省による改善措置の徹底を図るため、以下の措置を講ずることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官会合等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底する。さらに、必要に応じ、追加調査の実施、再度の勧告を行う。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使する。

調査、勧告等及びそれに対する改善措置状況のフォローアップ結果について、これらの充実・実効性確保の観点から継続的に検証し、必要な措置を講ずることとする。

また、上記及び4(1)アからウに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保、評価の質の向上の観点から、学識経験者の知見の活用として、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

(3) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

(4) 効果的・効率的な評価の実施

総務省が行う政策の評価の効果的・効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

(参考)

機能強化の基本的考え方

(「行政評価等プログラム」(平成22年4月)(抄))

1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価機能は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

[行政評価機能の全体像]

- 政策評価推進機能
 - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第16号)
 - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検(総務省設置法第4条第16、17号、政策評価法第3、4、12条)
- 「行政評価局調査」機能
 - ・ 複数府省にまたがる政策の評価(総務省設置法第4条第17号、政策評価法第12条)
 - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視(総務省設置法第4条第18号)
- 行政相談機能
 - ・ 国民からの国に対する相談(苦情、意見・要望)の受付・解決の促進(総務省設置法第4条第21号)
 - ・ 行政相談委員との協働(総務省設置法第4条第22号、行政相談委員法(昭和41年法律第99号))
- 独立行政法人評価機能(政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務)
 - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見(独法通則法第32条第5項、第35条第3項)

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いの

ちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底
- 国民との対話・協働

3 取組の方向性

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成 22 年 1 月 12 日総務省）及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

- ① 政策評価推進機能については、
 - ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
 - ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を図る。
- ② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。
調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
- ③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。
- ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。
機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいるところであることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方

- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

参 考 资 料

目 次

- 「行政評価等プログラム」の概要…………… 1

政 策 評 価

[平成 24 年度]

- ① 消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 3

行政評価・監視

[平成 24 年度]

- ① 申請手続きに係る国民負担の軽減等に関する実態調査
－東日本大震災に係るものを中心として－…………… 5
- ② 震災対策の推進に関する行政評価・監視
－災害応急・復旧対策を中心として－…………… 6
- ③ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査
－役務契約を中心として－…………… 7
- ④ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視…………… 8
- ⑤ 農地公共事業に関する行政評価・監視
－農業水利施設を中心として－…………… 9
- ⑥ 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視…………… 10
- ⑦ 設立に認可を要する法人調査…………… 11
- ⑧ 医療安全対策に関する行政評価・監視
－医療事故及び院内感染対策を中心として－…………… 12
- ⑨ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視…………… 13

「行政評価等プログラム」の概要

- 行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施し、行政評価機能の抜本的強化方策を引き続き推進するため、平成24年度からの行政評価局の中期的な業務運営方針として決定
- 業務の実施に際し、今般の行政改革の取組を踏まえ、一層機能発揮に努め、聖域なく行政運営を見直し
- 行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定

	【調査着手済み】 →順次取りまとめ、勧告	【24年度新規着手】	【25、26年度実施検討】 (毎年度見直し)	
行政評価局調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革 ・ 自殺予防対策 ・ 国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等） ・ 鳥獣被害防止対策 ・ 農地の保全及び有効利用 ・ 医薬品等の普及・安全 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 高齢者の社会的孤立の防止対策等 ・ 外国人労働者等（技能実習制度等） 	<ul style="list-style-type: none"> 【震災対応】 ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等（震災関連中心） ・ 震災対策（災害応急・復旧対策） 【行政の無駄、非効率の根絶】 ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等（震災関連中心）（再掲） ・ 契約における実質的な競争性の確保（役務契約） ・ 科学研究費補助金の適正な使用 ・ 農地公共事業（農業水利施設） ・ 特別民間法人等に対する指導監督 ・ 設立に認可を要する法人調査 【国民の安全・安心】 ・ 震災対策（災害応急・復旧対策）（再掲） ・ 消費者取引＜政策評価＞ ・ 医療安全対策（医療事故及び院内感染対策） ・ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策 	<ul style="list-style-type: none"> 【震災対応】 ・ 原子力政策 【国民の安全・安心】 ・ 原子力政策（再掲） ・ がん対策の推進 ・ 医師等の確保対策（看護師等を含む。） ・ 救急医療対策 ・ 高齢者、障がい者等の移動の円滑化（バリアフリー）対策＜政策評価＞ ・ 特別支援教育 ・ 水資源の有効利用対策＜政策評価＞ ・ 農畜産物のトレーサビリティ対策 【その他】 ・ 地方支分部局実態調査 ・ 白書等各種報告書類調査 ・ 政府開発援助（ODA）＜政策評価＞ ・ 農業担い手対策（新規就農者） ・ 森林・林業の再生 ・ 廃棄物処理施設整備事業の適正化・効率化 	
	常時監視	各府省の取組方針、動向等について常時監視活動を展開。必要に応じ、機動調査等の実施を検討		
	機動調査	緊急・臨時の案件（常時監視の結果等を踏まえ、必要に応じ機動的に対応）		
	地域計画調査	管区局所において、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域における行政上の課題について具体的改善を図るための調査を実施		

<p>政策評価推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の政策のミッションの明確化・体系化、メリハリのある分かりやすい政策評価の実現に向け、目標管理型の政策評価の改善方策の円滑な実施を推進 各府省が行う事前評価（公共事業、研究開発、ODA、規制、租税特別措置等）の内容の充実に向けた取組を引き続き推進 各府省が行った事前評価を始め予算編成に関連が深い政策評価を重点的に点検
<p>行政相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談、問合せ等に迅速かつ的確に対応し、制度・運営の改善につなげる 行政相談委員との協働の充実（行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握） 行政相談により得られる情報の調査・分析の充実（事案分析の強化、行政苦情救済推進会議の活用） 特別行政相談所の開設等、東日本大震災の被災者に対する活動を積極的に展開
<p>独立行政法人評価</p>	<p>独法制度・組織の見直しの政府方針等を踏まえつつ、法人の適正、効果的かつ効率的な運営に資するため、政策評価・独立行政法人評価委員会の以下の活動を的確に補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間終了時の業務の見直し（27法人（予定）） 平成23年度の業務実績の評価（独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人）
<p>年金業務監視委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金業務監視委員会の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視
<p>年金記録確認第三者委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金記録確認第三者委員会の活動を的確に補佐し、申立て処理を促進 年金記録確認業務の総務省からの移管及び厚生労働省における新たな仕組みの構築について、厚生労働省等との調整を進め、早期に結論を得るよう努める

政策評価

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成 24 年度
テーマ名	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 平成 16 年 6 月に、安全の確保等を「消費者の権利」として尊重、消費者の自立を支援等の基本理念の新設等を内容とする消費者基本法が従来の消費者保護基本法の改正として公布・施行された。</p> <p>さらに、平成 21 年 9 月に、i) 内閣府の外局として消費者庁及び消費者委員会を設置する消費者庁及び消費者委員会設置法、ii) 「表示」、「安全」に関する法律に加えて、特定商取引法、消費者契約法等の「取引」に関する法律の所管を、従来の所管省庁から消費者庁に移管等する関係法律整備法等が施行された。</p> <p>② 平成 22 年 3 月に閣議決定された（平成 23 年 7 月一部改定）消費者基本計画においては、創設された新たな枠組みの中で行われる消費者政策については、各主体がそれぞれの役割を果たすとともにそれぞれが協力することによって、消費者の立場に立って他の行政機関の個別の政策を含めた基本的な政策の推進に万全を期すことが求められている。</p> <p>③ このような取組が行われている中で、消費生活センターが受け付け、P I O - N E T に登録された消費生活相談情報の総件数は、平成 13 年度の 65 万 6,000 件に対して 22 年度は 88 万 8,000 件となっており、このうち、取引に関する相談は、22 年度において 75 万 6,000 件と総件数の 85 パーセントを占めている。</p>
評価の観点等	<p>① 消費者取引に関する現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 消費者取引に関する政策について、関係行政機関の各種施策等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	全省庁、独立行政法人国民生活センター、都道府県、市町村、民間団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評估・監視

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－
背景事情	<p>① 許認可等（許可、認可、免許等）の申請を行う場合には、申請手数料の納付や関係書類の提出等の各種負担を伴う。</p> <p>政府は、これまで、申請に伴う国民負担の軽減を図るため、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）など累次にわたる閣議決定等により、申請手続の簡素化などを推進しているが、東日本大震災の発生に伴い、大震災からの復興の推進等の観点から、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）等に基づく各種の特例措置等の実施を推進している。</p> <p>② 許認可等に係る申請手続については、国民負担の軽減を図る観点から、申請手数料が適正に設定されていることや提出書類が審査等に必要不可欠なものに限られていることなど、申請に伴う実質的な負担が必要最小限となっていることが必要であり、特に、東日本大震災からの復興の推進及び今後の大規模災害発生に備えるため、規制に関する特例措置の実施などを積極的に推進することが重要となっている。</p> <p>このような中、内閣府の「国民の声」などには、大震災など緊急時に係る申請手続の負担軽減等を求める様々な意見要望が寄せられている。</p> <p>③ 法令に基づき国民からの申請に対して国の行政機関等が行う許認可等の実態については、従前から定期的に「許認可等の統一的把握」を実施しているところであるが、本調査及び統一的把握を効率的に行うため、これらを併せて実施することとする。</p>
主な調査項目	<p>① 申請手続等に係る負担の状況</p> <p>② 東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－
背景事情	<p>① 政府は、東日本大震災への対応の検証を通じて、大規模地震・津波対策の見直しを実施しており、特に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）を所管する内閣府においては、震災対応の検証から得られた教訓を踏まえた防災基本計画の改定、災害対応法制の改正等を検討しているところである。</p> <p>② 防災基本計画の改定においては、東日本大震災への対応の検証で判明した課題を踏まえた災害対応、災害対応に関する体制の在り方、想定される大規模災害への対応の在り方等を計画に盛り込むことが検討されている。また、防災業務計画及び地域防災計画が重点をおくべき事項や作成の基準等を定める防災基本計画の改定により、これらの防災計画においても震災の教訓を踏まえた改善が図られることとなっている。</p> <p>③ 東海地震、東南海地震、南海地震といった海溝型の巨大地震や首都直下地震などの切迫性が指摘されている現状に鑑みれば、全国的に防災計画の改定状況及び改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況を把握し、震災の教訓を踏まえた防災計画の改善の適切な実施を確保する必要がある。また、今回の震災に際して実施された災害応急対策（注1）及び復旧対策（注2）における課題等を併せて把握することにより、今後の震災対策における教訓の充実を図る必要がある。</p> <p>（注1）災害応急対策とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うもの。</p> <p>（注2）復旧対策とは、被災した河川や道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能（改良を含む。）に戻すことをいう。</p>
主な調査項目	<p>① 地域防災計画等の改定状況</p> <p>② 改定後の防災計画に基づく防災対策（資材の調達、関係機関との連携の構築、住民への情報伝達（ハザードマップ、避難場所・方法等）、訓練の実施等）の実施状況</p> <p>③ 東日本大震災における災害応急対策（情報提供、物資調達、義援金等）及び復旧対策の実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－
背景事情	<p>① 公共調達に係る契約について、各府省は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成 18 年 2 月及び 19 年 11 月）等に基づき、競争性のない随意契約を一般競争契約等に移行するとともに、一者応札とならないように応募（応札）条件等を見直すなど適正化の取組を推進している。</p> <p>② しかしながら、当省が平成 21 年 11 月 30 日に公表した「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－」の結果において、二者以上の応札があった契約（物品調達）の中には、i) 調達物品の性能仕様が適切に決定されなかったため、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札し、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例、ii) 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続が遵守されていない例、iii) 予定価格が適切に設定されていない例など改善すべき問題点が明らかとなった。</p> <p>③ このため、物品調達と同様に、二者以上の応札があった役務契約においても、実質的には随意契約と変わらないなど競争性が確保されていないものがあることが想定される。</p> <p>④ 国が平成 22 年度に締結した一般競争契約件数は約 8 万件であるが、そのうち応札者が、一者しかないもの約 2 万件（25%）、二者以上のもの約 6 万件（75%）となっている。</p> <p>⑤ また、上記申合せに基づき、全府省に設置された契約を監視する第三者機関においては、応札者が一者しかないものは監視の重点事項となっているが、二者以上の応札があったものは監視の重点事項とはなっていない。</p>
主な調査項目	<p>① 契約の実施状況</p> <p>② 予定価格の設定状況</p> <p>③ 応募（応札）条件の設定状況</p> <p>④ 契約に係る情報の公表状況</p> <p>⑤ 契約を監視する第三者機関の活動状況 等</p>
調査等対象機関（予定）	全府省

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	科学研究費補助金の適正な使用の確保に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 科学研究費補助金は、人文、社会から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までの研究者の自由な発想に基づく学術研究を対象とする競争的資金であり、平成23年度において、その予算規模は2,633億円（基金化分を含む。）、助成件数は約7万件となっている。</p> <p>② 科学研究費補助金については、従来から不適切経理等の問題が発覚しており、会計検査院の検査報告や国会質疑においても取り上げられている。</p> <p>科学研究費補助金の不正な使用の防止のため、文部科学省は、従前から、大学等研究機関に対して、適正な執行管理の徹底について通知しており、また、平成19年2月には「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）を定め、当該ガイドラインに基づく各研究機関等における実施体制の整備等について、年1回程度の報告を求めているほか、受給機関の現地調査を行い、その結果を取りまとめ、関係者に対する研修会において周知するなどの取組を行ってきている。</p> <p>③ しかしながら、その後も科学研究費補助金の不適切経理が発覚していることから、大学等の研究機関における研究費の適正管理のために整備された実施体制や仕組みの実効性の確保等が課題となっている。</p>
主な調査項目	<p>① 研究機関における科学研究費補助金の適正管理のために文部科学省が講じている措置とそれによる効果</p> <p>② 科学研究費補助金の受給機関における研究費の適正管理のための体制や仕組みの整備状況及びそれらの機能の発揮状況等</p>
調査等対象機関（予定）	文部科学省、研究機関等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－
背景事情	<p>① 農業水利施設（注1）は、国民に安定的な食料の供給を行う農業生産面の役割を果たすだけでなく、水資源のかん養や洪水防止などの多面的機能を有する重要な社会共通資本である。これまで国により整備された農業水利施設は、全国の耕地面積の3分の1に相当する156万haの農地を潤す一方、全国の麦・大豆の作付面積の4割から5割を占める広域の優良農業地域の形成に寄与してきたとされている。</p> <p>② 我が国の農業用水の使用量は546億m³/年（取水量ベース）で、我が国全体の水使用量の3分の2を占めており、水源からほ場まで農業用水を送るための水路の総延長は40万km（地球約10周分。うち基幹的水路は4万9,000km）で、7,000か所のダム等の基幹的水利施設（受益面積100ha以上のダム、頭首工等）があり、その資産価値は、農林水産省の試算によると、約32兆円（再建設費ベース（注2））に達するとされている。</p> <p>③ 農林水産省は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく「土地改良長期計画」（平成20年12月26日閣議決定。計画期間：平成20年度から24年度）において、約7.5万haの農地で農業水利施設の整備等を実施するとともに、約3.7万haの畑地で農業水利施設の整備を計画している。一方、これら農業水利施設は、近年、更新を必要とする時期を迎えるものが大幅に増加し、基幹的な農業水利施設の2割が既に耐用年数を超過している。同省は、この増加する更新需要に対して、施設の長寿命化と建設・維持管理等に係る全ての費用を低減し、施設の有効利用を図ることとしている。</p> <p>④ 農業用水等を確保するための農業水利施設の保全管理・整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであることから、これをより効果的・効率的に実施することが求められている。</p> <p>また、農業水利施設の維持管理について中心的な役割を担っている土地改良区（注3）は、零細・小規模のものが多く、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。今後、既存の農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するためには、深刻な機能低下が発生する前に、施設の劣化状況を把握する機能診断に基づく予防保全対策（ストックマネジメント）の取組が一層求められている。</p> <p>（注1）農業用ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等 （注2）既存の施設と同等の施設を現在新設すると仮定した場合の建設費 （注3）農業用排水施設の管理等を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体（平成21年3月末現在、5,256団体）</p>
主な調査項目	<p>① 農業水利施設の整備状況</p> <p>② 農業水利施設の管理状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関（予定）	農林水産省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 特別の法律により設立される民間法人（以下「特別民間法人」という。）については、所管官庁が「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づき指導監督を行い、毎年度その状況を公表することとされている。</p> <p>② 所管官庁の指導監督により、指導監督基準の充足率は毎年度上昇し、平成21年度末現在、96.8%（延べ1,387事項のうち1,342事項充足）となっているものの、法人が実施する事務・事業に係る区分経理の実施など延べ45事項については依然として充足していない状況となっている。さらに、基準を充足していないものの中には、所管官庁の指導がなされていないものや基準策定時から改善されていないものなどがみられる。</p> <p>③ また、一部の特別民間法人の業務については、事業仕分けの対象となり、独占状態となっている業務への民間参入の促進、剰余金の国庫への寄付、独立行政法人との重複事業の廃止等の評価がなされているところであるが、それ以外の特別民間法人は、事業仕分けなどの業務の見直しの対象となっていない。</p> <p>④ 一方、特別の法律により設立される法人（以下「特別法人」という。）については、所管府省が「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき指導監督を行うこととされているが、その実施状況については毎年度公表することとされていない。</p> <p>⑤ なお、公益法人については、法律上明確に定められた基準により民間有識者が公益認定を行うことなどを内容とする制度改革が行われており、これらの動向も踏まえ、特別民間法人等についても、制度の見直しを検討する余地がある。</p>
主な調査項目	<p>① 特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況</p> <p>② 所管官庁による特別民間法人及び特別法人に対する指導監督の実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	内閣官房、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	設立に認可を要する法人に関する調査
背景事情	<p>① 厚生年金保険法に基づく厚生労働大臣の認可により設立された厚生年金基金において、資金運用を委託していた特定の投資顧問会社が巨額の年金資産を消失するという問題が発生し、所管の厚生労働省において実態の把握とともに同基金の資産運用規制等の在り方の検討が進められているが、このように特別の法律により設立され、その設立に当たり主務大臣等の認可を要することとされている法人が、特別民間法人や特別法人以外に、各府省所管法人として 40 数種以上存在している。</p> <p>② これらの法人については、それぞれ個別の法令に基づき、その設立等に対しては一定の基準に基づく認可のための主務大臣等による審査を受けることとされているほか、おおむね各法人ともその業務に関する届出義務あるいは報告徴収や監査、改善命令等の主務大臣等の一般的な指導監督権限が設けられているが、設立認可等の審査の実態や行政庁による指導監督の実施状況等について必ずしも明らかとなっていない。 (なお、特別民間法人や特別法人については、「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」として別途実施。)</p>
主な調査項目	<p>1 設立認可等の審査の実施状況</p> <p>2 行政庁による指導監督の実施状況</p> <p>3 国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況</p> <p>4 その他</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	医療安全対策に関する行政評価・監視－医療事故及び院内感染対策を中心として－
背景事情	<p>① 国は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）により特定機能病院等に医療事故等の報告を義務付けており、これらの報告により収集した医療事故情報を分析し、その結果を医療事故の発生防止や再発の予防のために医療機関に提供する医療事故情報収集等事業を実施している。</p> <p>また、国は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）により医療機関に安全管理体制の確保を義務付けており、さらに、都道府県に対して医療法に基づき実施される医療機関への立入検査に当たり、安全管理体制の確保状況の確認と必要な指導を要請している。</p> <p>しかし、医療事故情報の報告件数については、平成 17 年の 1,265 件から 22 年には 2,703 件と増加し過去最多となっており、また、事故に至らずに済んだヒヤリ・ハットの発生も 560,024 件（22 年）に上っているなど、安全管理の徹底が必要とされている。</p> <p>② 一方、院内感染対策についても、国は、医療法施行規則により医療機関に院内感染対策のための体制の確保を義務付けており、さらに、医療機関における具体的な予防策や感染発生時の保健所への報告の目安などを定め、都道府県に対し、これらの予防策等の医療機関への周知・徹底と医療機関への立入検査時における院内感染対策のための体制の確保状況の確認と必要な指導を要請している。</p> <p>しかし、依然として院内感染の事案は発生しており、引き続き院内感染対策の徹底が必要とされている。</p>
主な調査項目	<p>① 国等による医療安全対策の実施状況</p> <p>② 医療機関における医療事故対策の実施状況</p> <p>③ 医療機関における院内感染対策の実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	厚生労働省、都道府県、保健所設置市・特別区、医療機関、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの背景事情等

実施年度	平成24年度
テーマ名	刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 刑務所出所者等の社会復帰支援は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）の実行計画（工程表）に掲げられた政府の重要施策の一つとなっている。</p> <p>近年、我が国の一般刑法犯の犯罪件数（認知件数）は、平成22年は約160万件で、減少傾向にあるものの、国民の体感治安は改善していない。</p> <p>② 法務省によると、刑務所入所者の半数以上が再入所者で、その7割は再犯時に無職で、帰住先のない者ほど再犯期間が短い等の状況にあり、高齢又は障害を抱えた出所者への福祉サービスの支援も重要な課題となっている。</p> <p>法務省は厚生労働省と連携し、雇用・住居・相談先の確保を中心とした、刑務所出所者等の社会復帰支援と再犯防止対策を推進しているが、厳しい経済・雇用情勢の下、刑務所出所者等の就職や社会復帰は厳しい状況が続いている。</p> <p>③ 刑務所、保護観察所及び職業安定所が連携して行う就労支援事業対象者の就職率は29%（平成20年度）と厳しい状況となっているほか、刑務所出所者等を雇用し支援する協力雇用主の登録数は9,346（平成23年4月）となっているが、実際に雇用しているのは、その一部にとどまっている状況にあり、雇用ニーズに応じた職業訓練の実施が必要との指摘もある。</p> <p>④ 高齢・障害等により自立が困難な刑務所出所者等について、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとしているが、全国に設置されたセンター間におけるノウハウの共有、統一性ある支援などが必要とされている。</p>
主な調査項目	<p>① 刑務所出所者等に対する就労支援対策の実施状況</p> <p>② 高齢者又は障害を抱える刑務所出所者等に対する地域生活定着支援事業の実施状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、厚生労働省、農林水産省、都道府県、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

